

令和8年度 第1回 岐阜県建設発生土処理対策調査委員会 議事要旨

日 時 : 令和8年8月20日(木)～9月4日(金)

開催方法 : 書面開催

関係機関 : 道路建設課、古川土木事務所

事務局 : 技術検査課

議事

1 審議案件

1) 飛騨市宮川町塩屋 地内

一般国道360号 (仮称) 宮川2号トンネル

議事1. 審議案件

1) (仮称) 宮川2号トンネル (モニタリング結果審議)

古川土木事務所

各委員へ審議資料を送付。

委員の意見

小島委員

方針に異存はないが、今年の湧水は深刻と聞いている。このような湧水期間におけるトンネル湧水の変化や希釈効果が少し気になる。

古川土木事務所

トンネル湧水については、5年間のモニタリング期間中、年間を通して毎月水質調査を実施している。その結果、冬期の雨量が少ない期間にあっても、放流後の沢下流では環境基準値内で推移していることを確認しているため、湧水の年度であっても希釈効果は、得られていると考えている。

安福委員

PN0.7 監視柵において、砒素が検出されることがあったが、吸着層は基準濃度以下に低減する設計であることから問題ない結果と考えている。しかし、リスクを考慮し吸着剤配合量を多めに設定された上での結果かと思われるため、過去の吸着層が採用された現場の結果と比較し、同様であるか否か、異なるのであればその要因は何か、今後に繋げるために確認する必要があると考える。

古川土木事務所

吸着層工法は「吸着層設計マニュアル」等に基づき設計をしており、吸着材の配合量は掘削土の有害物質の種類や溶出特性、吸着性能確認試験結果等を踏まえて決定されており、岐阜県内の複数のトンネル事業においても同様の設計手法が採用されている。

安福委員

過去の吸着層が採用された現場の監視柵モニタリング結果で、砒素が検出されたことはあったか。

道路建設課

過去10年で砒素が検出され、吸着層が採用された工事は2件ある。これらの事例においても、封じ込め箇所からの排水の流末地点でモニタリングしており、砒素が検出されているが、いずれも環境基準値未満であった。

安福委員

わかりました。

山田委員

トンネル湧水集水桝については環境基準値超過が見られ、トンネル湧水放流沢下流においては環境基準値内になることは確認した。基本的には、事業用地外に出た場所で環境基準値を満たすということが前提条件になるかと思われる。放流沢は事業用地内という理解でよければ、この内容で問題なく承認するが、放流沢が事業用地外である場合は、資料に記載されている沢の管理者との調整が必要と考えている。加えて、岐阜県環境管理課との調整も必要と考えている。最終的に委員のみの判断では承認できるといえない。同じような状況で設備を廃止できない、モニタリングを終了できない事例が全国的にも多くあり、前例を作ることになるため、慎重な対応をお願いしたい。

古川土木事務所

放流沢を管理している市、宮川を管理している古川土木事務所（河川砂防課）及び飛騨県事務所環境課には、モニタリング結果を報告の上、放流することの了承をいただいている。

山田委員

放流沢を管理している市、宮川を管理している古川土木事務所（河川砂防課）及び飛騨県事務所環境課には、モニタリング結果を報告の上、放流することの了承を得ている案件であるということは確認した。

溝口委員

封じ込めの有効性については、水質検査の結果で確認できたが、これでモニタリング終了ということで、この吸着層工法が恒久的に安全なものが気になるところ。

古川土木事務所

吸着層工法は、各種マニュアルにおいて恒久対策として位置付けられており、舗装などを組み合わせることで、長期的な環境影響を図る工法として設計されている。安全性については施工完了後2年間のモニタリングにより確認する計画としており、本工事においてもモニタリング期間を通して、基準値内で推移していることを確認している。

※その他委員からはご意見等なし

審議結果

本件について承認する。

以 上

作成者：県土整備部 道路建設課、技術検査課
古川土木事務所